

平成21年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成21年5月26日

筑西広域市町村圏事務組合

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (5月26日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
執行部の紹介	3
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
報告第1号及び報告第2号 処分事件報告について	6
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	10
閉会中の継続審査の申し出について	16
閉 会	16

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成21年5月26日(火) 午前11時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第1号 処分事件報告について
報告第2号 処分事件報告について
(二件一括上程)
- 日程第 3 議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

1番	小高友徳君	2番	皆川光吉君
3番	尾木恵子君	4番	仁平正巳君
5番	堀江健一君	7番	中田松雄君
8番	船橋清君	9番	高田重雄君
11番	林悦子君	12番	榎戸甲子夫君
13番	箱守茂樹君	14番	片平忠行君
15番	關四郎君	16番	山口明君
17番	鈴木聡君	18番	須藤一夫君
19番	孝井恒一君	20番	前場文夫君

欠席議員（2名）

6番	秋山恵一君	10番	橋本位知朗君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	大越洋一君
常任幹事	永山公美君	常任幹事	飯寫洋一君
会計管理者	廣瀬信夫君	事務局長	櫻井篤君
事務局次長兼 総務課長	横田有司君	事務局 企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯 館長兼 きぬ聖苑場長	赤野間敏雄君	県西総合公園 管理事務所長	氷鮑博君
次長兼環境 センター所長	近藤邦男君	消防本部長 消防	大和田邦一君
消防本部長 消防次長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市 秘書課市長	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課 総務グループ 係	事務局総務課 総務グループ 兼係長	杉山雄一君
事務局企画 財政課長補佐兼 財政グループ 係長	須藤正明君			

◎執行部の紹介

○議長（片平忠行君） 開会に先立ちまして、新たに執行部となられた方々並びに異動職員を紹介いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご紹介いたします。

管理者、吉澤範夫筑西市長、筑西市常任幹事、永山公美君、会計管理者、廣瀬信夫君、事務局長、櫻井 篤君、事務局次長兼総務課長、横田有司君、筑西遊湯館館長兼きぬ聖苑場長、赤野間敏雄君、次長兼環境センター所長、近藤邦男君、消防本部消防長、大和田邦一君、消防本部消防次長、鈴木啓一君、筑西市秘書課長、新井善光君。

以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○議長（片平忠行君） これより、平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前11時02分）

◎開議の宣告

○議長（片平忠行君） ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、6番、秋山恵一君、10番、橋本位知朗君の2名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（片平忠行君） まず、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、3番、尾木恵子君、16番、山口 明君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（片平忠行君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

なお、桜川市副市長、山田耕一君が代理出席しております。

◎管理者提出議案の報告

○議長（片平忠行君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたします。
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第46号

平成21年5月26日

組合議会議長 片平忠行 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成21年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

（平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会）

報告第1号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例）

報告第2号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

以上でございます。

○議長（片平忠行君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（片平忠行君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る5月20日に行われまして議会運営委員会で審議されたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹君。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長（箱守茂樹君） 平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る5月20日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきましてご報告いたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告についての2件を一括上程するものであります。

日程第3は、議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程するものであります。

日程第4は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご

協力をお願い申し上げまして、ご報告にかえさせていただきます。

○議長（片平忠行君） 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（片平忠行君） まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（片平忠行君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位には、ご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先般の筑西市長選挙において市民の信を得、筑西市長に就任いたしましたところでございますが、併せて去る4月の27日開催の正副管理者会議におきましてご推挙をいただき、組管理者に就任いたしましたことを、本臨時会の席をおかりしましてご報告申し上げますとともに、管理者として、その重責に身の引き締まる思いでございます。

昨今の社会経済情勢の中で、地方行政におきましても厳しい環境下であり、組合といたしましても効率的な事務事業を進め、圏域住民の快適な生活環境づくりや、安心して暮らせる安全な地域づくりのため、構成3市と一体となり、全力を傾注する覚悟でございます。広域行政関係各位のご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

続きまして、今臨時会への提出案件の概要を申し上げます。まず、報告第1号から第2号は、処分事件の報告でご承認をお願いするものでございます。

報告第1号は、組合職員の給与の特例に関する条例で、平成21年度における地域手当、期末手当及び勤勉手当に関する給与の特例を、筑西市に準じ新たに制度を制定するものであります。

報告第2号は、組合職員の給与に関する条例等の一部改正で、勤務時間に関わる条例の改正を、同じく筑西市に準じて改正をしたものであります。

次に、議案第9号は、組合職員の給与に関する条例等の一部改正で、本年5月1日の人事院勧告に

より、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当を引き下げることと、筑西市の給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、組合職員の地域手当を改正するものであります。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはさらに担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎報告第1号及び報告第2号 処分事件報告について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第2、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告についての2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） それでは、報告についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり処分したので、報告し、承認を求める。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例

（平成21年3月24日処分）

平成21年5月26日提出

2ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

続きまして、3ページでございますが、条例の公布書でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第6号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、本条例は平成21年度における地域手当、期末手当及び勤勉手当に関する給与の特例を、筑西市に準じ新たに制定したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法の規定に基づき専決処分させていただいたものでございます。

それでは、条ごとに説明させていただきます。

第1条は、この条例は、平成21年度1年間に限り定めるものでございます。

第2条では、地域手当について、筑西市に勤務します組合職員が全体の6割になりますので、それを基準としまして、筑西市の地域手当の特例100分の2に対し、6割の基準に当たります100分の1.2

を全組合員に支給するものでございます。

第3条及び第4条では、期末手当と勤勉手当の基礎額となります役職加算分について、50%を減ずるものでございます。

この条例の施行期日ですが、平成21年4月1日になりまして、また平成22年3月31日までの期限となっております。

続きまして、報告第2号についてでございます。

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり処分したので、報告し、承認を求める。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成21年3月31日処分）

平成21年5月26日提出

2ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

続きまして、3ページは、条例の公布書でございます。

4ページをお願いいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第7号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、昨年8月に人事院勧告がありまして、それに基づき筑西市におきまして職員の給与に関する条例等の一部を改正しましたので、筑西市に準じまして、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の3つの条例の一部改正を行ったものでございます。

改正の主な内容としましては、勤務時間の改正でございまして、1週間当たりの勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めたものでございまして、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法の規定に基づき専決処分させていただいたものでございます。

それでは、順を追ってご説明いたします。

まず、4ページ中、第1条の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。その中の第9条第2項、それと第17条の2第1項及び第18条第1項の改正は、管理職手当と管理職特別手当を支給する職員の範囲に関わる定義規定の改正で、これら手当の支給対象職員を「管理職員」とするものでございます。

第13条第2項の改正につきましては、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改正するものでございます。

続きまして、第2条の筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。その中の第3条第1項の改正は、1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改正するもので、第4項及び第5項の改正は、再任用、短時間勤務職員と、任期付短時間職員の1週間の勤務時間を、それぞれ通常職員の割合に応じまして改正する内容となっております。

次に、下から5行目になりますが、第4条第2項及び第7条第2項の改正につきましては、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改正するものでございます。

次に、下から4行目の第9条の2第1項の改正につきましては、人事院規則の改正に関わる規定の改定を行ったもので、5ページの第9条の3第2項の改正につきましては、勤務時間の改正に伴いまして、時間短縮に関わる所要の改正をしたものでございます。

続きまして、5ページになります。第3条の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。勤務時間短縮に関わります所要の改正を行ったものでございまして、その中の第11条の改正は、職員の勤務時間の改正に伴い、育児のための短時間勤務職員の勤務時間を、その勤務形態ごとに改正する内容となっております。

第16条及び第18条につきましては、育児短時間職員と任期付短時間職員の時間外勤務手当における給与条例適用のための読みかえ規定中、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改正する内容となっております。

附則としまして、1つ、平成21年4月1日から施行。

附則2は、字句の整理をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） おはようございます。改めて、新しく管理者として就任した吉澤さんの筑西市における市長選の当選おめでとうでございます。それで、先ほども新任の管理者からあいさつがありましたけれども、筑西広域圏の管理者としての重責を身の引き締まる思いだということで、効率よく、そして圏域住民の快適な生活、暮らし、安全、そういった問題について決意を述べられました。

本題に入りますけれども、私今度のこの地域手当の改正の問題で、こういうふうに管理者がかわればこんなにも変わるかなということをちょっと触れたいのですけれども、筑西市では6月から地域手当を1%増やして3%支給すると。これも人事院勧告のをそのまま実施するというにやっとなつたのです、やっとなつた。つまり、人事院勧告を尊重すると言って、やるものとやらないものと、いろいろそのときの都合によって、前の管理者はやっていたのですよね。条例で定めたってそのとおりにやらない、そういう点が非常に多かった。今度の市長さん、市長さんというか管理者は、人事院勧告では筑

西市は地域手当3%とすることになってはいたけれども、これまでそのとおり実施したことがなかった。ここは筑西市に準じてやるということで、やると思うのですけれども、こういうやっぱり管理者自身も市長選のことで市民の信を得たということで、筑西市は変化を望んで吉澤氏を私は選んだと。だから、そういう意味で、ある意味ではこの人事院勧告に対する態度についても1つの大きな変化だと私は思うのです。ただ、今度出されたこれは、前任者の富山さんが専決処分です。筑西市に準じて地域手当をさらにカットしたということで、事後報告になりますけれども、この際比較してみて、こういう管理者がかわれば変わるのだなということ、私ここで初めて実感しました。

それで、今度の報告で処分事件では、それでは今筑西広域組合の職員というのは何人おって、全部で、ラスパイレス指数は国家公務員100とした場合の対比としてどのくらいなのか、ラス指数。筑西市は95.3%です。県内でも本当に、かつては旧下館時代は県内でも100を超える結構いいランクにあったのですが、もう今や95.3%ですから、かなり低く抑えられてきたと言っても過言ではないと思います。そういうことで1つお尋ねしたいと。

以上です。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、地域手当についてでございますが、議員さんのご質問の中にもありましたように、筑西市に準ずるということで、広域事務組合につきましては今までやってきておりますので、それに準ずる形で、今回専決処分ということで、4月1日付で一旦筑西広域では1.2%に下げさせていただいたものでございます。

それと、筑西広域組合の職員数でございますが、4月1日現在で312人おります。

それと、ラス指数の件でございますが、広域事務組合に関しましては県等からラス指数についての特別の指導等はございませんので、そのラス指数については出しておりません。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） ラス指数は出していないというのですが、これは今すぐ出ないにしても、計算すれば出るのでしょうか、これは。これは後で、ひとつお知らせ願いたいのです。

それから、筑西市では6月1日から、いわゆる人事院勧告どおりの地域手当を3%実施するということですから、当然広域でもその筑西市に準じて専決処分でおやりになるのでしょうか。その点。

以上です。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） お答えいたします。

地域手当につきましては、今回4月1日付で筑西市に準じまして1.2%ということでの専決処分をさせていただきますましたが、この後議案第9号で、筑西市が引き上げましたので、それに合わせる形で1.8%にする議案を提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第3、議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成21年5月26日

この条例につきましては、本年5月1日の人事院勧告に伴いまして、筑西広域市町村圏事務組合職

員の給与に関する条例、それと筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の2つの条例の一部改正を行うものでございます。

なお、このたびの人事院勧告につきましては、昨年来の世界的な金融危機を発端としました景気の急速な悪化に伴いまして、民間企業の夏季一時金が前年より大幅に減少することが見込まれることから、その状況を把握するために人事院において特別調査が実施されまして、その結果が今回の特例措置として勧告されたものでございます。

それでは、順を追ってご説明申し上げます。

まず、第1条の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、平成21年6月に職員に支給されます期末勤勉手当の特例についての改正でございます。第19条第2項及び第3項の改正につきましては、期末手当の支給割合を、一般職員は「100分の140」から「100分の125」に、特定幹部職員は「100分の120」から「100分の110」に、再任用職員は「100分の75」から「100分の70」に、再任用特定幹部職員は「100分の65」から「100分の60」に改めるものでございます。

第20条第2項の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を、一般職員は「100分の75」から「100分の70」に、特定幹部職員は「100分の95」から「100分の85」に、再任用職員は「100分の35」から「100分の30」に、再任用特定幹部職員は「100分の45」から「100分の40」に改めるものでございます。

なお、この改正によりまして、夏季期末勤勉手当の支給額は、職員1人当たり平均で約7万3,000円ぐらいの減額となります。

続きまして、第2条の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、特例条例第2条に規定されております地域手当の特例を、筑西市内に勤務している組合職員が全体の6割となっていることから、6割を基準としまして、筑西市の地域手当が「100分の2」から「100分の3」に改正されたことによりまして、筑西市の地域手当100分の3に6割を乗じて得た「100分の1.8」に改めまして、全職員に支給するものでございます。

この改正によりまして、職員1人当たり年間で約2万1,000円ぐらいの増額となっております。

なお、この条例の施行は公布の日からとし、本年6月1日を基準日とする期末勤勉手当について、また本年6月分以後の地域手当の算出について適用することとしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） この前筑西市で22日に臨時議会がありましたから、その蒸し返しと言っはなんですが、それに似たような質疑になると思います。

ただ、いわゆる地域手当については筑西市の職員が6割だから、その0.6掛ける、100分の1.8だと。それは、今までずっとやってきたのですか、そういうことで。準じてはいないのではないの、それでは。準じるというのは、筑西市でやっていることに準じるというのは、同じことをやるという意味ではなかったのかな。その点。

それで、今度のボーナスカットの1割カットという人事院勧告により、ここも広域でもやるということですが、実際に今度の人事院勧告というのは、人事院そのものがルール破りをしていると思うのです。つまり、夏の一時金については、いろいろこれまで1年間の各企業の調査を、対面調査というのですね、これを今年の7月までやるわけなのだよ、本当はね。それを4月に改めて調査をして、急遽出したのですよ、これは。つまり、今までは約1万1,000社の企業を対象に対面調査をしてやってきた。ところが、今年は4月で、もう人事院勧告してきているわけです。4月の人事院勧告では、もうわずか2,700社ですよ。それを郵送で、郵送調査なのです、対面調査ではなくて。だから、そういう面も、サンプルの数が少ないのですよ、今度のやつは。なぜこんなに慌ててやったかという問題も議論はありますが、それはいろいろ見方がありますから言いませんけれども、谷人事院総裁も国会などの答弁では、全体の反映はしていないということをはっきり言っているし、それから民間労働者を含めて多くの方々に影響すると。つまり、公務員の給与をカットすれば、公務員が給与をカットしたのだから、では民間もというようなことに影響してくるだろうと。

実際に今、この世界同時不況のもとで日本の経済はどういう状況かということで、過日も新聞で大きく報道されています。つまり、今年の1月から3月までのGDPですか、国内総生産は15.2%の大幅減だと、年率換算して。こういう状況で、これはもう大企業が雇用を破壊してきているから、非常に大きな広がりや、影響を及ぼしていると。いわゆる派遣切り、非正規職員の首切り、こういうものが、今なお今後も続くだろうと。パナソニックなんかでは世界的な規模で、もう何万人ということ切る話が発表されております。日産にしてもそうです。これからもどんどん続くと。こういう中で、もう外需頼みの日本の経済は、もう大変な事態です。ですから、いわゆる内需、国民の消費、そういうもののほうに向けていかなければならないためには、国民の懐を温めなければならないという問題が出てくるのです。

そういうことで、今度の一時金のボーナス1割カットというのは、三百何十人ですか、ここの広域の職員数というのは。こういった人たちの給与から地域経済にも、削減によって地域経済に大きな影響を及ぼすということは、もう言うまでもないと。だから、そういう点でも私は、やっぱり本当はこれはやめるべきですよ。これはもういろいろ言っていましたから、繰り返しは避けられますけれども、そういう点で、こういう問題についてお考えをひとつお聞かせ下さい。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 鈴木議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、広域職員の地域手当の決め方というご質問でございますが、これにつきましては、1つは結城市と桜川市においては国の基準となります地域手当の支給対象外ということがございます。そういうことがございますので、広域事務組合としましても平成20年度において職員によります幹事会、あるいは正副管理者会議等におきまして、その支給、決め方についてどうするかというご議論をいただいております。その中で、筑西市内に勤務している職員の割合が全体の約6割くらいになる、あるいはその職員の地域手当の額が全体で見ると約6割くらいになるということがございましたので、6割という基準を決めさせていただいたところでございます。

筑西市に準じまして、平成18年度は1%支給しております。平成19年度は筑西市で支給しませんでしたので、ゼロです。20年度は2%ということで、20年度にご議論いただいて、21年度は一旦は1.2%にしましたが、今回の議案の中で1.8%に上げる提案をさせていただいたところでございます。

それと、期末勤勉手当の引き下げについての考えということでございますが、これは今回人事院で調査をして、民間の夏季一時金の状況がかなり大幅に下がるという見込みがあるというふうに判断をされて、今回勧告をされたものでございますので、その国や県の指導に従う形で、我々としても今回提案させていただいたところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） では、何ですか、筑西市に準じてすべてやってきている広域圏事務組合が、地域手当については21年度の4月1日から2カ月間ですよ、0.6でやるのだと。これからも改正しても、筑西市の3%に対して0.6掛けて、乗じたものをやるのだと。いつから決まったのです、そういうのは。だって前は、これ20年度は2%だったのを、ちゃんとそのまま筑西市に倣って2%実施していたのですよ。何ですか、その広域の職員はあれですか、筑西市から来ている職員と、それから桜川、結城市から来ている職員と色分けしてやるのですか。ではないでしょう、これは。ひっくり返して0.6ということなのでしょう。だから、これは準じていないと思うのですよ、これだけは。これは、人勧が結城市と桜川市はゼロということでやっているわけだから、別に何も我々が決めているわけではないから、いろいろ国が、全国の自治体に格差の問題いろいろあるから、こうやってやっているとは思うのです。だから、そういう点私は、今の答弁には理解できないのですよね。こういうやり方をやっぱりもとに戻さなければならないと思うのだね。地域手当だけは0.6掛けるなんていうことではなくて。その辺どうなのですか。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） お答えいたします。

地域手当の、いつから決めたのかというご質問でございますが、これにつきましては20年度に職員によります幹事会、構成3市で幹事ということで職員を出させていただいて、幹事会という会議を行

っていますが、その中で、または、正副管理者会議等の中で基準として60%ということを決めさせていただきました。それを本年2月の筑西広域の定例議会の中で、予算のところを考え方等につきましてはご説明をさせていただいて、ご承認をいただいたというふうに認識をしてございます。

それと、広域職員の地域手当の支給でございますが、これは筑西市の率に対して60%ということで、それを広域事務組合職員全員に支給するというところでございます。ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

〔「だめだよ、改めなくちゃ、まだ」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

11番、林 悦子君。

〔11番 林 悦子君登壇〕

○11番（林 悦子君） 吉澤管理者にお尋ねをいたします。

筑西広域は3市で構成されているわけですし、確かに11万下館、筑西市にすべてのことをお願いをして、ほとんどすべてと言っていいですけども、やってきたわけでございますが、西の結城さんと東の桜川を合わせれば同じくらいの人口にもなるという現状もございます。黙って議論を拝聴してまいりましたけれども、どんどん、どんどん要求のほうで財政を無視してとは言いませんが、の中で上がってきて、公務員のほうにすべての基準が合っていってしまうということを考えますと、やはりそれが一般市民の、一般住民の現在の給与水準や生活実態から見て、果たして理解が得られるだろうかという側面もあると思います。

吉澤市長は、旧真壁郡の明野町の出身の方でいらっしゃるもので、筑西市の屋台骨を背負った今でも、やはり小さい弱者の気持ちもお分かりになる方だと思いますので、この際筑西広域に対する方針を伺っておきたいと思うのですが、こういうふうにする、準じるということにそぐわないということであれば、そもそも筑西市に準じるということをおやめになったらいいのではないかと思います。どうぞお考えをお聞かせ下さい。

○議長（片平忠行君） 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔「私は管理者に伺ったのであって、決定権のない事務局長には伺っておりません」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 林議員さんのご質疑にご答弁をしたいというふうに思います。

今回の人勤に伴う期末手当等の削減の、職員の皆さんとご協議する形の中で筑西市が地域手当を2%であったものを1%復活をして、痛みを緩和するというようなことで実施をさせていただいたところでございます。今回の広域組合の人勤に伴う期末手当の削減であります。もう私正直申し上げ

まして、この4月の24日に就任をさせていただいたところでありまして、その以前に既に管理者会議や、それから職員の皆さんで合意形成がなされたものでありまして、これはこれを尊重すべきだろうということで上程をさせていただいているところでございますので、どうぞご理解のほど賜りたいと思います。

○議長（片平忠行君） 11番、林悦子君。

○11番（林悦子君） それは、この議案第1の報告事項との比較のことを説明なさったのですね。要するに、前の方々の決定の中で決まったことだから、それは尊重して報告、承認を求めたけれども、市長そのものとしては、要するにまさにおっしゃったように、この今上程されている議案の第1条でカットされた分を、第2条でその痛みを緩和するということですよ。そうですね。

要するに、表現が適切かどうかはともかくとして、減った分をいささかでも取り戻すように補うということなのですが、これは公務員だけなのですよ。一般の市民生活では、そういうことは決してなされないわけで、その辺のことをどのようにお考えになるのかということをお私に質問したのですけれども、これ以上お答えはもらわなくても結構です。ただ、地域の違いも市長ならば分かるのではないかと。要するに、そもそも下館市ではなくて明野町の出身の方だから、桜川、真壁、大和、岩瀬、そして結城さんだって合わせれば筑西市と同じくらいの人口になるわけです。その小さいところの地域手当のない地域のところも分かるのではないかと思ったので、そうお尋ねしたのです。

要するに、この議案矛盾しているのですよ。1条で要するに下げたものを、2条で取り返すというふうに見えるのですね、はたから見れば。でも、それは公務員だけのことだろうと。しかも、それが足りなくて、また広域が全部3%の基準に合うのだということになっていったらば、それは勘弁してくれというふうに事務局のほうも言っていると思いますから、それでそれが筑西市に準じていないということでおしかりをいただくのであれば、筑西市に何事も準じるのはおやめになったらいかがですかというふうに申し上げたので、今後の協議をするときの指針にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第4、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付託された案件はすべて議了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（片平忠行君） これをもちまして、平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時55分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成21年5月26日

議 長 片 平 忠 行 ⑩

署 名 議 員 尾 木 恵 子 ⑩

署 名 議 員 山 口 明 ⑩